株式交換に係る事前開示書面

（会社法 794 条第１項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面）

2021 年６月 11 日

日本毛織株式会社

株式交換に係る事前開示書面

2021年6月11日

神戸市中央区明石町47番地
日本毛織株式会社
代表取締役社長　富田　一弥

当社は、2021年５月13日付で、株式会社フジコー（以下「フジコー」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、同年９月１日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、フジコーを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関し、会社法第794条第１項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は、下記の通りです。なお、本株式交換は、当社においては会社法第796条第２項に定める簡易株式交換に該当します。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第１）

2021年５月13日付で当社がフジコーと締結した株式交換契約書は、別紙１のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法第794条第１項、会社法施行規則第193条第１号）

会社法第768条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項は、別紙２のとおりです。

3. 新株予約権の定めの相当性に関する事項(会社法第794条第１項、会社法施行規則第193条第２号)

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社について次に掲げる事項（会社法第 794 条第１項、会社法施行規則第 193 条第３号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙３のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 株式交換契約の締結

フジコーは、当社との間で、2021 年５月 13 日に本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は別紙１に記載のとおりです。

② 自己株式の消却

フジコーは、本株式交換の効力発生日前の前日までに開催する取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第 785 条第１項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってフジコーが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

③ 剰余金の配当

フジコーは、2021 年３月期に係る期末配当として、2021 年３月 31 日を基準日とする１株当たり５円の剰余金の配当を行うことを予定しております。

5. 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 794 条第１項、会社法施行規則第 193 条第４号）

(1) 株式交換契約の締結

当社は、フジコーとの間で、2021 年５月 13 日に、当社を株式交換完全親会社とし、フジコーを株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は、別紙１に記載のとおりです。

(2) 剰余金の配当

a. 2020 年 11 月 30 日を基準日とする期末配当

当社は、2021 年２月 25 日開催の定時株主総会において、下記のとおり、剰余金の配当を行うことを決議し、2021 年２月 26 日に配当を実施しました。

基準日	2020 年 11 月 30 日
1 株当たり配当金	15.0 円
配当金の総額	1,075 百万円
効力発生日	2021 年２月 26 日
配当原資	利益剰余金

b. 2021 年５月 31 日を基準日とする中間配当

当社は、2021 年 11 月期に係る中間配当として、2021 年５月 31 日を基準日とする１株当たり 12 円の剰余金の配当を行うことを予定しております。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第 794 条第１項、 会社法施行規則第 193 条第５号）

会社法第 799 条第１項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

別紙１　本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

日本毛織株式会社（以下「甲」という。）と株式会社フジコー（以下「乙」という。）とは、2021年5月13日付で、以下の通り株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）により、乙の発行済普通株式（甲が保有する乙の普通株式を除く。以下同じ。）の全部を甲に取得させる。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲　商号：日本毛織株式会社
　　住所：神戸市中央区明石町47番地

乙　商号：株式会社フジコー
　　住所：兵庫県伊丹市行基町一丁目5番地

第3条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年9月1日とする。但し、株式交換手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は協議し合意の上、書面により効力発生日を変更することができる。

第4条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済普通株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、第8条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に3.05を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式3.05株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第5条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第6条（株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文に基づき、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定に従い甲の株主総会の承認を要することとなった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、甲の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項に関する承認の決議を求める。
2. 乙は2021年6月29日を開催日として、株主総会を招集し、本契約及び本株式交換に必要な事項に関する承認の決議を求める。
3. 本株式交換手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は

協議し合意の上、前二項に定める手続を変更することができる。

第 7 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって各自の業務を執行し、一切の財産の管理を行い、かつ、それぞれの子会社をして、善良なる管理者の注意をもってその業務を執行し、一切の財産の管理を行わしめるものとする。なお、甲及び乙は、その財産及び権利義務について重大な影響を及ぼす事項又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ、甲及び乙で協議し合意の上、実行する。

第 8 条（自己株式の消却）

乙は、乙が基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する自己株式を含む。）の全てを、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時をもって消却する。

第 9 条（剰余金の配当）

1. 甲及び乙は、次項及び第 3 項に定めるものを除き、本契約締結日以降、効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、甲は、2021 年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額 9 億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。但し、甲及び乙は、別途書面により合意することにより、当該剰余金の配当額を変更することができる。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、乙は、2021 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額 5 百万円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。但し、甲及び乙は、別途書面により合意することにより、当該剰余金の配当額を変更することができる。

第 10 条（本契約の解除等）

本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災事変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（費用）

甲及び乙が、本契約の検討、作成、交渉、締結、履行その他本契約上の義務を履行するために負担した一切の費用については、特段の合意がない限り、各当事者の負担とする。

第 12 条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

(1) 甲において、第 6 条第 1 項但書の規定により甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに当該株主総会において承認が得られなかった場合
(2) 乙において、効力発生日の前日までに第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会の承認が得られなかった場合
(3) 本株式交換の実行に必要な法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づき甲が本株式交換に関して行う

届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しない場合及び公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続きが取られた場合を含む。）

(4) 第 10 条に従い本契約が解除された場合

第 13 条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

第 14 条（管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関連する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにつき合意する。

第 15 条（誠実協議）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関して必要な事項について疑義が生じた場合、当事者は誠実に協議の上、信義誠実の原則に従って解決する。

この合意の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上各 1 通を保有する。

2021 年 5 月 13 日

（甲）住所　神戸市中央区明石町 47 番地
氏名　日本毛織株式会社
代表取締役社長　富田　一弥

（乙）住所　兵庫県伊丹市行基町一丁目 5 番地
氏名　株式会社フジコー
代表取締役会長　野添　誉之

別紙２　会社法第 768 条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

当社は、本株式交換における会社法第 768 条第１項第２号及び第３号に掲げる事項について、以下のとおり、これを相当と判断しました

1.　本株式交換に係る割当ての内容

	当社 （株式交換完全親会社）	フジコー （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る 割当比率	1	3.05
本株式交換により 交付する株式数	当社の普通株式：1,905,164 株（予定）	

（注１）株式の割当比率

フジコー株式１株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）3.05 株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有するフジコー株式（本日現在 307,000 株）については、本株式交換による当社株式の割当てを行いません。

なお、上記の本株式交換にかかる割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

（注２）本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がフジコーの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のフジコーの株主名簿に記載又は記録されたフジコーの株主（ただし、当社を除きます。）に対して、その所有するフジコー株式の株式数の合計に 3.05 を乗じた数の当社株式を割当て交付する予定です。なお、当社は、かかる交付に当たり、当社が保有する自己株式（2020 年 11 月 30 日現在 14,752,611 株）を充当する予定であり、新たに新株式は発行しない予定です。なお、フジコーは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時点までに保有している自己株式（本株式交換

に際して、会社法第785条第１項の規定に基づいて行使される株式買取請求にかかる株式の買取りによってフジコーが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前時点をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する当社株式の総数については、フジコーによる自己株式の取得及び消却等により、今後修正される可能性があります。

（注３）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるフジコーの株主においては、かかる単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、当社の単元未満株式に関する以下の制度を利用することができます。

① 単元未満株式の買増制度

会社法第194条第１項及び当社の定款の規定に基づき、単元未満株主が当社に対し、自己の保有する当社の単元未満株式と合わせて１単元（100株）となる数の当社株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第１項の規定に基づき、単元未満株主が当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

（注４）１株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、フジコーの株主に交付される当社株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に１に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社株式を売却し、かかる売却代金をその１株に満たない端数に応じて当該端数の交付を受けることとなるフジコーの株主にお支払いします。

2. 本株式交換にかかる割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びフジコーは、本株式交換に用いられる上記1「本株式交換にかかる割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性を確保するため、当社はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、フジコーは株式会社ＡＧＳコンサルティング（以下「ＡＧＳコンサルティング」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関として選定し、また、当社は弁護士法

人中央総合法律事務所（以下「中央総合法律事務所」といいます。）を、フジコーは弁護士法人ほくと総合法律事務所（以下「ほくと総合法律事務所」といいます。）及び渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（以下「渥美坂井法律事務所」といいます。）をそれぞれ法務アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始しました。

当社は、第三者算定機関であるみずほ証券から 2021 年 5 月 12 日付で受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである中央総合法律事務所からの助言、当社がフジコーに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

フジコーは、第三者算定機関であるＡＧＳコンサルティングから 2021 年 5 月 12 日付で受領した株式交換比率算定書、ほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所からの助言、並びに、当社との間で利害関係を有しない特別委員会から受領した答申書及びフジコーが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

このように、当社及びフジコーは、それぞれの第三者算定機関から得た算定結果及び助言並びにそれぞれの法務アドバイザーからの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案した上、両社間で株式交換比率について慎重に交渉を複数回にわたり重ねた結果、本株式交換比率はそれぞれの株主にとって妥当であるものという判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととし、2021 年 5 月 13 日、両社の取締役会決議により、両社間で本株式交換契約を締結することを決定しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社の合意の上、変更されることがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに両社との関係

当社の第三者算定機関であるみずほ証券及びフジコーの第三者算定機関であるＡＧＳコンサルティングは、いずれも、当社及びフジコーから独立した第三者算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

② 算定の概要

みずほ証券は、当社及びフジコーの株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価基準法（2021年5月12日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の株価終値、算定基準日までの1か月間、3か月間、6か月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ＤＣＦ法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法による当社の1株当たり株式価値を1とした場合のフジコーの評価レンジは以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	2.52～2.73
ＤＣＦ法	1.73～3.09

みずほ証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提とし、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。加えて、みずほ証券は、両社の事業見通し及び財務予測について、両社の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としており、当社の事業見通し及び財務予測については、当社の了承の下、その財務予測の実現可能性を考慮して一定の修正を加えた財務予測を採用しております。また、両社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価又は査定を行わず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

なお、当社の財務予測には対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2021年11月期において、持分法による投資利益の減少に伴い、経常利益が約8,095百万円と対前年度比較で30%以上の減益となることを見込んでおります。また、2022年11月期において、2021年11月期に発生したコロナ関連損失などの一過性の特別損失などの減益要因がないことから、税引前当期純利益が約9,871百万円と対前年度比較で30%以上の増益となることを見込んでおります。一方、フジコーの財務予測には対前年度比較において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年3

月期から2024年3月期にかけて、東京オリンピックの影響で大型展示会場が報道拠点に転用されたことによる展示会の減少や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済状況が緩やかに正常化に向かうこと、及び2020年10月における一関工場の火災により焼失した生産設備の再建による生産能力の回復・生産効率の改善により、2022年3月期の営業損失が約129百万円、経常損失が約19百万円、2023年3月期の営業損失が約13百万円、経常利益が約96百万円、2024年３月期の営業利益が約108百万円、経常利益が約218百万円、税引前当期純利益が約218百万円と対前年度比較で30%以上の増益となることを見込んでおります。また、2022年3月期に一関工場の火災にかかる保険金の特別利益を見込んでいることから、2022年3月期の税引前当期純利益が約441百万円と対前年度比較で30%以上の増益となることを見込んでいる一方、2023年3月期においては、一過性の特別利益の増益要因がないことから、税引前当期純利益が約96百万円と対前年度比較で30%以上の減益となることを見込んでおります。また、当社及びフジコーの当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

ＡＧＳコンサルティングは、当社株式及びフジコー株式がいずれも金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、ＤＣＦ法を採用して各社の株式価値の算定を行いました。

各評価手法による、当社株式の１株当たり株式価値を１とした場合のフジコー株式の評価レンジは以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	2.52～2.73
ＤＣＦ法	2.23～4.11

市場株価法においては、当社については、2021年5月12日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の基準日の株価終値、2021年4月13日から基準日までの直近１か月間の終値単純平均値、2021年2月13日から基準日までの直近３か月間の終値単純平均値、2020年11月13日から基準日までの直近6か月間の終値単純平均値を採用しております。また、フジコーについては、2021年5月12日を基準日として、東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱにおける基準日の直近取引成立日である2021年4月26日の株価終値、2021年4月13日から基準日までの直近1か月間の終値単純平均値、2021年2月13日から基準日までの直近3か月間の終値単純平均値、2020年11月13日から基準日までの直近６か月間の終値単純平均値を採用してお

ります。

ＤＣＦ法においては、当社については、当社が作成した事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。また、フジコーについては、フジコーが作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。

ＡＧＳコンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、当社及びフジコーから提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報並びに財務、経済及び市場に関する指標等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性、妥当性及び完全性の検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性のある事実でＡＧＳコンサルティングに対して未開示の事実は存在しないことを前提としております。ＡＧＳコンサルティングがＤＣＦ法による算定の前提とした当社及びフジコーの財務予測については、ＡＧＳコンサルティングにおいて、当社及びフジコーのそれぞれに対する質疑を実施し、その策定手続及び内容を検証し、株式交換比率の算定の前提として特に不合理な点がないことを確認した上で、両社の経営陣より現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

ＡＧＳコンサルティングがＤＣＦ法による算定の前提とした当社の財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2021年11月期の経常利益8,307百万円と前期比大幅な減益を見込んでおります。これは主に持分法による投資利益の減少によるものであります。また、2022年11月期の税金等調整前当期純利益9,753百万円と前期比大幅な増益を見込んでおります。これは主に2021年11月期に発生したコロナ関連損失などの一過性の減益要因がないことによるものであります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

一方、ＡＧＳコンサルティングがＤＣＦ法による算定の前提としたフジコーの財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年3月期の営業損失106百万円、2023年3月期の営業利益33百万円、2024年3月期の営業利益154百万円と前期比大幅な損益の改善を見込んでおります。これは主に東京オリンピックの影響で大型展示会場が報道拠点に転用されたことによる展示会減少や新型コロナウイルス感染症拡大の影響に

よる経済状況の悪化から緩やかに正常化に向かうこと、2020年10月における一関工場の火災により焼失した生産設備の再建による生産能力の回復・生産効率の改善による売上高改善・利益貢献を見込んでいるものであります。なお、当該財務予測は、上場維持コストの削減を除き、本株式交換の実施を前提としておりません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である2021年９月１日（予定）をもって、フジコーは当社の完全子会社となり、完全子会社となるフジコー株式は、東京証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、2021年８月30日付で上場廃止（最終売買日は2021年８月27日）となる予定であります。上場廃止後は、東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱにおいてフジコー株式を取引することはできません。

この点、本株式交換の対価である当社株式は、東京証券取引所に上場されており、本株式交換後においても、本株式交換の対価として割当交付される当社株式は東京証券取引所において取引が可能となることから、フジコーの株主の皆様のうち当社株式を100株以上割当交付される株主の皆様に対しては引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

一方、フジコーの株主の皆様のうち、当社株式を100株未満割当交付される株主の皆様においては、単元未満株式となるため、金融商品取引所市場において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様の希望により、単元未満株式の買取請求又は単元未満株式の買増請求の制度を利用することができます。これらの取扱いの詳細については、上記1.（注３）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換にともない、１株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記1.（注４）「１株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、フジコーの株主の皆様は、最終売買日である2021年８月27日（予定）までは、東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱにおいて、その保有するフジコー株式を従来どおり取引することができます。

(4) 公正性を担保するための措置

当社及びフジコーは、当社が、既にフジコー株式307,000株（2021年３月31日現在の発行済株式総数1,000,000株から自己株式68,356株を控除した931,644株に占める割合にして32.95％（小数点以下第三位を切り捨て。以下、保有割合の計算において同じです。））を保有し

ており、フジコーが当社の持分法適用関連会社に該当すること、また、フジコーには当社の取締役や執行役員が兼務し、両社の間には 2020 年 5 月 14 日に資本業務提携契約を締結しているなどの関係があることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、両社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、2021 年５月 12 日付で、本株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記（２）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、みずほ証券より、本株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

一方、フジコーは、両社から独立した第三者算定機関であるＡＧＳコンサルティングを選定し、2021 年５月 12 日付で、本株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記（２）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、フジコーは、ＡＧＳコンサルティングより、本株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、中央総合法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。なお、中央総合法律事務所は、両社から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

一方、フジコーは、ほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。なお、ほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所は、両社から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

フジコーは、当社が、既にフジコー株式 307,000 株（保有割合：32.95%）を保有しており、フジコーが当社の持分法適用関連会社に該当すること、また、フジコーには当社の取締役や執行役員が兼務し、両社の間には 2020 年 5 月 14 日に資本業務提携契約を締結しているなどの関係があることから、上記（４）の措置を実施することに加え、利益相反を回避するため、以下の

ような措置を講じております。

① 特別委員会の設置及び答申書の取得

フジコーは、本株式交換にかかるフジコーの意思決定に慎重を期し、また、フジコーの取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨を決定することがフジコーの少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、2021 年1月 15 日、当社との間で利害関係を有しておらず、東京証券取引所に独立役員として届け出ているフジコーの社外取締役である清水修氏（弁護士　ＭＡＳＳパートナーズ法律事務所）、作井治人氏、当社との間で利害関係を有しておらず、東京証券取引所に独立役員として届け出ているフジコーの社外監査役である武村博善氏、並びに当社との間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である池田勉氏（公認会計士　赤坂有限責任監査法人）の４名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置しました。なお、特別委員会の委員の報酬は、固定報酬のみであり、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

フジコーは、本株式交換を検討するにあたって、本特別委員会に対し、(a) 本株式交換の目的の合理性（本株式交換はフジコーの企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、(b) 本株式交換の取引条件の妥当性（本株式交換の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。）に関する事項、(c) 本株式交換の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）に関する事項、(d) 上記 (a) 乃至 (c) を踏まえ、本株式交換がフジコーの少数株主にとって不利益でないこと、(e) 上記 (a) 乃至 (d) を踏まえ、本株式交換を行うことの是非（以下総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問するとともに、（Ⅰ）本株式交換に係る調査（本株式交換に関係するフジコーの役員若しくは従業員又は本株式交換に係るフジコーのアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明を求めることを含む。）が行うことができる権限、（Ⅱ）フジコーに対し、（ⅰ）本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を相手方当事者に伝達すること、及び（ⅱ）本特別委員会自ら相手方当事者（本株式交換に関与するその役職員及び本株式交換に係るそのアドバイザーを含む。）と協議する機会の設定を要望することができる権限、（Ⅲ）フジコーが選任したアドバイザーの独立性に問題があると判断した場合、フジコーが選任したアドバイザーを承認しないことができ、その場合、フジコーは本特別委員会の意向を最大限尊重し

なければならないものとする権限、(Ⅳ) 特に必要と認めるときは、フジコーの費用で特別委員会独自のアドバイザーを選任することができる権限等を付与いたしました。特別委員会は、2021 年２月 10 日以降 2021 年５月 12 日までに、会合を合計８回開催したほか、会合外においても電子メール等で情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず、フジコーの法務アドバイザーであるほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所、財務アドバイザーであるＡＧＳコンサルティングの実績、独立性等について確認の上その選任を承認いたしました。その上で、フジコーから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、株式交換比率の算定の前提となるフジコーの事業計画の策定手続及び内容、並びに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程についての説明を受け、質疑応答等を行いました。また、当社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、本株式交換後のフジコーの経営方針、フジコーの完全子会社化の方法として株式交換を選択した理由、株式交換比率についての考え方等についての説明を受け、質疑応答等を行いました。また、フジコーの法務アドバイザーであるほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所から、本株式交換に係るフジコーの取締役会の意思決定の方法及び過程、公正性を担保するための措置、利益相反を回避するための措置、特別委員会の運営方法、当社に対する法務デュー・ディリジェンスの結果等に関する説明を受け、質疑応答等を行いました。また、ＡＧＳコンサルティングから、当社に対する財務・税務デュー・ディリジェンスの結果の説明を受け、質疑応答を行いました。また、第三者算定機関でもあるＡＧＳコンサルティングから本株式交換における株式交換比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑応答等を行った上で、その合理性について検証を行いました。さらに、法務アドバイザーであるほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所の助言を踏まえて、株式交換比率等の交渉方針について承認し、ＡＧＳコンサルティングに対して指示を行う等、当社との間の株式交換比率に関する交渉に実質的に関与しました。

特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、(a) 本株式交換は、フジコーが当社の完全子会社となることにより、当社が有する豊富な人的・物的経営資源の利活用や支援、特に当社グループが保有する生産設備との統廃合や海外展開での協業等をより一層促進させることにより、フジコーの企業価値の向上に資することが期待でき、本株式交換の目的は合理性があると認められること、(b) (ⅰ) フジコーは特別委員会を設置し、特別委員会は、当社との交渉過程への関与の基本方針として、直接の交渉はフジコーの社内者及びアドバイザーが行うこととしつつ、交渉担当者から適時に状況の報

告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する協議・交渉過程に実質的に関与したこと、フジコーは上記協議・交渉の過程において第三者算定機関であるＡＧＳコンサルティング及び法務アドバイザーであるほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所からの助言等を参考に、当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて取引条件を慎重に検討したこと、利害関係を有する取締役及び監査役を当社との協議・交渉過程に参加させなかったこと等によって本株式交換が相互に独立した当事者間で行われる場合と実質的に同視し得る状況、すなわち、構造的な利益相反の問題や情報の非対称性の問題に対応し、フジコーの企業価値を高めつつ少数株主にできる限り有利な条件で本株式交換が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況を確保し、かつ、実際にもそのような努力が行われたと考えられること、（ⅱ）株式価値算定の合理性及び合意された株式交換比率と算定結果の関係については、フジコーの事業計画の作成過程及びその重要な前提条件並びにＡＧＳコンサルティングによるフジコー及び当社の株式価値の算定方法について特に不合理な点は認められず、本株式交換比率は市場株価法による算定レンジの上限値を超え、かつ、ＤＣＦ法による算定レンジの範囲内であることから、本株式交換比率は上記の算定結果を考慮した上で合意されたものと認められること、本株式交換比率は本特別委員会で確認を行った過去の同種事例におけるプレミアムの水準に照らしても遜色のないものであること、（ⅲ）本株式交換の実施方法や対価の種類の妥当性については、本株式交換の対価である当社株式は東京証券取引所に上場されているためフジコーの株主が取得することとなる株式の流動性が確保されること、本株式交換はフジコーの株主に当社株式を対価として交付する取引であるためフジコーの少数株主は、当社株式の保有を通じて、本株式交換後も引き続きフジコーの企業価値の向上によるメリットを間接的に享受することができること等を踏まえると、本株式交換の方法及びフジコーの株主に交付される本株式交換の対価の種類について特に不合理な点は認められないこと等から、本株式交換の取引条件は妥当性を有するものと認められること、(c)（ⅰ）フジコーの取締役会は当社から独立した社外役員及び外部有識者で構成される特別委員会に諮問し、本特別委員会は当社との交渉過程に実質的に関与したと評価できること、（ⅱ）本株式交換契約締結に係る議案は、フジコーの取締役会において利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見を得る予定であること、（ⅲ）本株式交換に関し独立した財務アドバイザーであるＡＧＳコンサルティング、独立した法務アドバイザーであるほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所からの助言等を取得していること、（ⅳ）本株式交換に関し独立した第三者

算定機関であるＡＧＳコンサルティングから株式交換比率に関する算定書を取得しており、その算定の方法及び内容は特に不合理であるとは認められないこと、（ｖ）本株式交換の開示書類ドラフトによれば適切な情報開示を行うことが予定されていること等から、本株式交換における手続は公正なものと認められること、(d) 上記 (a) 乃至 (c) から、本株式交換はフジコーの少数株主に不利益ではないと認められ、並びに (e) 上記 (a) 乃至 (d) から、本株式交換を行うことは妥当であると認められる旨の答申書を、2021 年５月 12 日付で、フジコーの取締役会に対して提出しております。

② フジコーにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

フジコーの取締役のうち、日原邦明氏は当社の取締役常務執行役員・産業機材事業本部長を、岡本雄博氏は当社の常務執行役員・経営戦略センター長を、松本泰一氏は当社の完全子会社であり、フジコーとの資本業務提携の当事者でもあるアンビックの取締役開発本部長兼経営管理副本部長をそれぞれ兼務していることから、また、樋口正睦氏は 2020 年６月まで当社の産業機材事業本部・専任部長を兼務していたことから、利益相反を回避するため、フジコーの取締役会における本株式交換にかかる審議及び決議には参加しておらず、また、フジコーの立場において本株式交換の協議及び交渉には参加しておりません。

フジコーの監査役のうち、藤川覚氏は中央日本土地建物株式会社（旧商号：日本土地建物株式会社。以下「日土地」といいます。）のグループ会社である中央日土地ファシリティーズ株式会社（旧商号：日土地建設株式会社）の取締役常務執行役員業務部担当 施工サポート部担当を兼務しているところ、日土地は、フジコーの当社及びアンビックとの資本業務提携以前においてフジコーの筆頭株主であり、資本業務提携の実行に際して保有する全てのフジコー株式を当社に譲渡した経緯があることから、審議の公正性に疑義が生じることを避けるため、フジコーの取締役会における本株式交換にかかる審議には参加しておらず、また、フジコーの立場において本株式交換の協議及び交渉には参加しておりません。

フジコーの取締役会における本株式交換に関する議案は、フジコー取締役 10 名のうち、日原邦明氏、樋口正睦氏、松本泰一氏及び岡本雄博氏を除く６名の全員一致により承認可決されており、かつ、かかる議案の審議には、フジコーの監査役３名のうち、藤川覚氏を除く２名が出席し、その全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

3. 交換対価として当社の株式を選択した理由

当社株式は東京証券取引所において取引されており、流動性・換金性が維持され、本株式交換後において市場における取引機会が確保されていること、今後当社普通株式を保有することとなるフジコーの株主の皆様が、本株式交換によるフジコーの完全子会社化に伴う統合効果によって得られる利益を享受することが可能であると考えられること等を考慮した結果、本株式交換の対価として当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

4. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本件株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりといたします。かかる取り扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

(1)資本金の額：0 円

(2)資本準備金の額：会社計算規則第 39 条の規定に従い、当社が別途定める額

(3)利益準備金の額：0 円

以上

別紙３　株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により景気は大きく影響を受けました。また、新型コロナウイルス感染症の終息時期が見通せず景気の先行きは不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当社グループとしましては、如何なる環境変化にも対応して、持続的発展を遂げられるよう、全力を使って付加価値を創出する、を基本方針に、「グローバル展開」、「付加価値の創出」、「生産拠点の整備」、「強固な事業基盤の構築」を重点施策として持続的発展を目指してまいりました。2020年５月には、日本毛織株式会社及びアンビック株式会社と資本業務提携を行いました。これにより、「①各事業分野における人材交流、②国内外における製造インフラの相互利用、③購買、販売、管理などの協業、④研究、商品開発における協業、⑤海外事業の推進に向けた協業」といった取り組みを進め、中長期的に当社グループの事業構造改革及び事業拡大を図ってまいります。

当社グループの業績につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により販売が大きく減少しましたが、特に、展示会等のイベント中止の影響を受けた建装資材が大きく減少しました。事業構造改革の一環として、不採算となっていた帽子事業から撤退したほか、当社館林工場を閉鎖いたしました。館林工場で行っていた生産の一部については、日本毛織株式会社 印南工場内に加古川工場を設置し移管することとし、整備を進めております。また、2020年10月30日に当社一関工場にて火災が発生し、工場１棟を全焼いたしました。近隣の皆様をはじめ、お取引先様、関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけし深くお詫び申し上げます。なお、一関工場では一部生産を再開するとともに、2021年３月10日開催の取締役会で再建を行うことを決議いたしました。その結果、売上高は7,118百万円（前連結会計年度比83.6％）となりました。損益面におきましては、費用の見直し等を行いましたが、売上高減少の影響のほか、たな卸資産の収益性の低下による簿価切り下げ率の見直しの影響もあり営業損失241百万円（前連結会計年度は営業損失167百万円）、雇用調整助成金等の受給による助成金収入もあり経常損失22百万円（前連結会計年度は経常損失120百万円）となりました。また、帽子事業からの撤退及び館林工場の閉鎖に伴う事業整理損計上、一関工場の火災損失計上及び火災の影響による支払補償引当金繰入額計上等の影響もあり親会社株主に帰属する当期純損失709百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失336百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

＜環境・エネルギー資材＞

環境資材については、耐熱フィルター、触媒ロフの販売が堅調に推移し、工業用フィルターの販売が好調に推移しました。エネルギー資材につきましては、ＮＡＳ電池電極材の減少により販売は減少しました。その結果、売上高1,845百万円（前連結会計年度比99.9%）、セグメント利益154百万円（前連結会計年度比238.0%）となりました。

＜工業資材＞

工業資材については、販売は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により軟調に推移しました。また、館林工場を閉鎖いたしました。その結果、売上高3,046百万円（前連結会計年度比93.5%）、セグメント利益502百万円（前連結会計年度比110.4%）となりました。

＜建装・自動車資材＞

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、建装資材については、カーペットが使用される展示会の中止が相次いだことにより販売は前連結会計年度に比べ大きく減少し、自動車資材については、販売は軟調に推移しました。その結果、売上高1,897百万円（前連結会計年度比64.8%）、セグメント損失２百万円（前連結会計年度はセグメント利益114百万円）となりました。

＜その他＞

その他事業については、販売は減少しました。また、不採算となっていた帽子事業から撤退いたしました。その結果、売上高329百万円（前連結会計年度比67.7%）、セグメント損失22百万円（前連結会計年度はセグメント利益11百万円）となりました。

セグメント別	売上高	構成比
環境・エネルギー資材	1,845百万円	25.9%
工業資材	3,046	42.8
建装・自動車資材	1,897	26.7
その他	329	4.6
合計	7,118	100.0

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度は、主に本社工場と石岡工場の機械及び装置等に132百万円、基幹システムの運用支援等に32百万円の設備投資を行いました。

なお、これらの所要資金は、自己資金で賄っております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国の経済見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の終息時期が見通せない中、予断を許さない経営環境で推移するものと思われます。

このような環境のもと、当社グループとしましては、引き続き全力を使って付加価値を創出し、社会に貢献する事業運営を経営の基本として、高品質・高機能の不織布・フェルトの技術開発を推進し、お客さま満足度を向上させてまいります。

なお、今後とも日本毛織株式会社およびアンビック株式会社との業務提携を進め、一段の生産体制の効率化や、新製品の開発によるコスト競争力の強化を図るほか、一関工場の再建を進め、企業価値の向上につとめてまいります。

海外関係につきましては、グローバルな運営体制のもと、アジア、欧州、米国などで環境・エネルギー資材や工業資材を中心に積極的な事業展開を図るとともに、活動基盤を拡大し、より強固な事業基盤を構築し、海外売上高比率の向上を目指してまいります。

環境面につきましては、当社グループは、ISO14001を通じ、地球環境保全に取り組み、環境に配慮した事業活動に取り組んでまいります。

また、当社グループの技術の優位性の追求及びコンプライアンスの一層の徹底にも積極的に取り組み、継続的な企業価値の向上につとめてまいります。

株主の皆様におかれましては引き続き一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第68期 2017年度	第69期 2018年度	第70期 2019年度	第71期 2020年度 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	9,097	8,840	8,519	7,118
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	404	△15	△120	△22
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	285	△619	△336	△709
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	306円29銭	△665円09銭	△361円70銭	△761円74銭
総資産(百万円)	13,279	12,745	12,037	10,772
純資産(百万円)	9,733	8,875	8,362	7,766

(注)1. １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数によっております。

2. 第68期の１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)につきましては、2017年10月１日付で普通株式５株を１株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。

(5) 重要な子会社の状況（2021年３月31日現在）

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
富士工香港有限公司	800,000HK$	100%	各種フェルト類の販売
富士工精密器材(深圳)有限公司	1,000,000元	100% (100%)	各種フェルト類の加工
株式会社三和フェルト	16,000,000円	100%	各種フェルト類の加工･販売
PT.FUJIKO INDONESIA	9,510,000US$	100% (0.5%)	各種フェルト類の加工･販売
三和氈子香港有限公司	100,000HK$	100% (100%)	各種フェルト類の販売
SANWA FELT(THAILAND)CO.,LTD.	10,000,000THB	100% (99%)	各種フェルト類の加工･販売
SANWA FELT VIETNAM CO.,LTD.	10,847,608,200VND	100% (100%)	各種フェルト類の加工･販売
FUJICO KOREA CO.,LTD.	200,000,000KRW	100%	各種フェルト類の販売

（注）　議決権比率の（　）内は、間接所有比率で内数であります。

(6) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社は、環境・エネルギー資材用、工業資材用、建装・自動車資材用、電気資材用、衣料資材用、不織布の製造・販売及び商品の販売を行っております。

(7) 主要な営業所及び工場（2021年３月31日現在）

①　当社の営業所及び工場

名　称	所　在　地
本　社	兵庫県伊丹市
本社工場	兵庫県伊丹市
石岡工場	茨城県石岡市
一関工場	岩手県一関市
東京支店	東京都台東区

②　子会社の営業所及び工場

名　称	所　在　地
富士工香港有限公司	中華人民共和国
富士工精密器材（深圳）有限公司	中華人民共和国
株式会社三和フェルト	埼玉県北葛飾郡杉戸町
PT.FUJIKO INDONESIA	インドネシア共和国
三和氈子香港有限公司	中華人民共和国
SANWA FELT(THAILAND)CO.,LTD.	タイ王国
SANWA FELT VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国
FUJICO KOREA CO.,LTD.	大韓民国

(8) 従業員の状況（2021年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
434名	42名減

(注) 1.従業員数は就業人員であります。
2.従業員数が41名減少しました理由は、主に当社館林工場閉鎖に伴う退職によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
284名	58名減	46.4歳	16.3年

(注) 1.従業員数は就業人員であり、子会社等への出向者18名は含まれておりません。
2.従業員数が58名減少しました理由は、主に館林工場閉鎖に伴う退職によるものであります。

(9) 主要な借入先及び借入額（2021年３月31日現在）

借入先	借入金残高
日本生命保険相互会社	100百万円
株式会社みずほ銀行	50

２．当社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数　普通株式　4,000,000株

② 発行済株式の総数　普通株式　931,644株
（自己株式68,356株を除く）

③ 株主総数　496名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本毛織株式会社	307,000株	33.0%
株式会社みずほ銀行	46,400	5.0
泉株式会社	37,200	4.0
フジコー従業員持株会	33,966	3.6
永井詳二	29,900	3.2
株式会社三井住友銀行	23,100	2.5
東レ株式会社	21,600	2.3
日本生命保険相互会社	20,000	2.1
野添誉之	18,000	1.9
楠本学	16,200	1.7

(注) 持株比率は、自己株式（68,356株）を控除して計算しております。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

５．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	野添誉之	
代表取締役社長	日原邦明	
常務取締役	村田義樹	企画、総務、経理・財務、業務担当兼企画室長兼法務部長兼業務部長兼PT.FUJIKO　INDONESIAコミサリス
取締役	前原豊輝	海外事業部長兼PT.FUJIKO INDONESIA社長
取締役	津田章生	製造統括、開発、品質保証担当兼生販管理部長兼本社製造部長兼一関製造部長兼品質保証室長
取締役	松本泰一	アンビック株式会社 取締役 同社開発本部長兼経営管理副本部長
取締役	樋口正睦	営業統括、物流、購買担当
取締役	作井治人	
取締役	清水修	
取締役	岡本雄博	日本毛織株式会社　常務執行役員経営戦略センター長
常勤監査役	稲田一英	
監査役	武村博善	
監査役	藤川覚	

(注) 1. 取締役 作井治人、清水　修、岡本雄博の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 武村博善、藤川　覚の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 作井治人、清水　修の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役 武村博善、藤川　覚の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

就任

代表取締役社長	日原邦明	(2020年６月26日付)
取締役	津田章生	(2020年６月26日付)
取締役	松本泰一	(2020年６月26日付)
取締役	樋口正睦	(2020年６月26日付)
取締役	岡本雄博	(2020年６月26日付)
常勤監査役	稲田一英	(2020年６月26日付)
監査役	藤川　覚	(2020年６月26日付)

退任

常務取締役	稲田一英	(2020年６月26日付)
取締役	村井健三	(2020年６月26日付)
常勤監査役	野瀬義一	(2020年６月26日付)
監査役	打越誠	(2020年６月26日付)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、2011年６月29日開催の第61期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 員	支　　給　　額
取　　締　　役	12名	99,030千円
監　　査　　役	5	17,520
合　　計	17	116,550
（うち社外役員）	（　6　）	（　　20,655　）

(注) １. 上記の人数及び報酬等の額には、2020年６月26日付で退任した取締役２名、監査役２名（うち社外監査役１名）が含まれています。

②取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の取締役及び監査役の報酬額は、2006年6月29日開催の第56期定時株主総会において、取締役は年額160,000千円以内、監査役は、年額40,000千円以内とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は６名で監査役の員数は４名です。

当社の取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関して、役員の役割及び職責等に相応しい水準とすることを方針としており、固定報酬のみで構成されております。具体的には、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役会の授権を受けた代表取締役社長の日原邦明が、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案し決定しております。なお、代表取締役社長へ権限を委任している理由は、各取締役の職務遂行状況や成果等を公平・公正に評価及び判断が可能であるからです。

また、取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内であることや報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬の内容が、取締役会の方針と整合していることから当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬等に関しても固定報酬のみで構成されており、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査役会にて常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、協議・決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

社外取締役

① 重要な兼職先と当社との関係

岡本雄博氏は当社の主要株主である日本毛織株式会社の常務執行役員であります。

② 当事業年度における主な活動状況

【取締役会】

当事業年度におきましては、合計14回の取締役会（定時取締役会13回、臨時取締役会１回）を開催しました。作井治人氏は14回中14回、清水修氏は14回中14回、岡本雄博氏は11回中11回（同氏は、2020年６月26日就任）出席しました。主に経験と知識に基づいた企業ガバナンスの見地から議案審議などに、必要な発言を適時行いました。

社外監査役

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

【取締役会】

当事業年度におきましては、合計14回の取締役会（定時取締役会13回、臨時取締役会１回）を開催しました。武村博善氏は14回中14回、藤川覚氏は11回中11回（同氏は、2020年６月26日就任）出席しました。各社外監査役は、適宜質問を行い意見を表明するなど、監査機能を十分に発揮しました。

【監査役会】

当事業年度におきましては、合計13回の監査役会を開催しました。武村博善氏は13回中13回、藤川覚氏は10回中10回（同氏は、2020年６月26日就任）出席しました。各社外監査役は、監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席、重要な書類の閲覧、各部門や事業所の監査、子会社調査等を行い、監査役会に報告しました。

６．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等　34,500千円

（注）1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に、前事業年度までの監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移等を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

34,500千円

当社の重要な子会社であります富士工香港有限公司、富士工精密器材(深圳)有限公司、PT.FUJIKO INDONESIA、三和氈子香港有限公司、SANWA FELT（THAILAND）CO.,LTD.、SANWA FELT VIETNAM CO.,LTD.及びFUJICO KOREA CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の会計事務所の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不信任に関する議案の内容を決定いたします。

７．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

１．当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役（海外子会社の取締役相当職を含む。以下「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（１）取締役等及び使用人は、内部統制システムに関する規程規則に従い法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる。

（２）当社グループ全体の、コンプライアンス(法令遵守）全体を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。

（３）製造業として重要な課題である「環境・安全」関係の法令等については、環境面は、「ＩＳＯ14001環境マネジメントシステム」により管理し、安全面については、「安全衛生委員会」を活用運営する。

（４）コンプライアンスの推進については、取締役等及び使用人が、それぞれの立場でコンプライアンスを自ら問題としてとらえ業務運営にあたるよう、あらゆる機会を捉え、研修を行い指導する。

（５）当社グループは、相談・通報体制を設け、取締役等及び使用人が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気がついたときは、総務部長、常勤監査役又は社外弁護士等に通報（匿名も可）しなければならないと定め、ガバナンス体制を強化する。
また当社グループは、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いは行わない。

２．取締役等の職務の執行に係る文書及び情報の保存・管理に関する体制

（１）取締役等の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程ほか社内規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。

（２）職務の執行に係る文書及び情報は、文書管理規程に基づき保存管理すると共に取締役等及び監査役はこれらの情報をいつでも閲覧できるものとする。

３．当社グループにおける損失の危機管理に関する規程その他の体制

（１）当社グループで想定される事業活動における多様なリスクを把握、管理するため、個々のリスクに応じ制定した規程規則に基づき、その把握と管理のためのリスク管理体制を確保する。

（２）リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、リスク管理規程を定め管理体制を構築する。

（３）有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたり損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

（４）平時においては、各部門において定期的にリスクの洗い出しや検証を行い、そのリスクの軽減に取り組む。

４．当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び業務の執行の報告に関する体制

（１）取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社取締役会（取締役会規則）を月１回開催し、重要事項（取締役会付議事項規則）の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。また必要に応じて常務会（常務会規則）を適宜開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係わる意思決定を機動的に行う。

（２）当社グループの将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。
各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

５．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

（１）当社グループの取締役等は、グループ会社経営管理として、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行い内部統制の確立と運用の権限及び責任を有する。

（２）取締役等は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

（３）当社が定める「関係会社管理規程」により、各グループ会社は自社の事業状況及びその他重要事項について、当社へ適宜報告することとしており、その報告は監査役へ閲覧され、監査役は必要に応じて当社グループ各社に説明を求めることとする。

（４）当社内部監査室は、内部監査規程に基づき、必要に応じて業務監査・会計監査・特命による調査を実施する。

６．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制と当該使用人に関する事項

（１）監査役が補助使用人を求めた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。

（２）当該使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

（３）使用人の取締役等からの独立性を確保するため当該使用人の任命、解任、人事異動、評価等を行う場合は、予め監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定する。

７．取締役等及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（１）取締役等及び使用人等が監査役に報告すべき事項の範囲及び報告方法を定め、監査役の情報収集のための体制を確保すると共に、監査役はいつでも必要に応じて、取締役等及び使用人等に対して報告を求めることができることとする。

（２）社内通報に関する規程（内部通報規程）に基づき、社内窓口を担当部署と監査役、外部窓口を社外弁護士とし内部通報制度を運用し、速やかに通報状況を窓口関係者間で共有する体制とし、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

８．監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に前条の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱い（報復行為）を行うことを禁止する。

９．監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

また監査役がその職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社が負担することを認める。

10．反社会的勢力の排除に向けた体制

反社会的勢力及び団体からの接触に対しては、「反社会的勢力・不当要求等のトラブル対策行動基準」に基づき、社外弁護士や警察と連携し、圧力を受けた場合は毅然とした態度で対処し、一切の関係を持たない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムに関する運用状況につきましては、継続的に調査を実施し、必要に応じて関係機関含め協議しております。また、調査の結果判明した問題点につきましても是正措置を協議し、より適切な内部統制システムの運用に努めております。

また、内部統制システムに関する主な事項の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システムに関する規程規則、法令、定款、社会規範等の違反やこれらの違反に関する社内通報等の報告に基づく事項で、コンプライアンス・リスク管理委員会の開催や取締役会に報告すべき重要な事項は発生しておりません。

②内部監査室は、年間監査計画に基づき各部門の内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告しております。

③コンプライアンスの推進については、全社員を対象に定期的に教材の視聴によりコンプライアンス意識の徹底・浸透に努めております。

④リスクマネジメントに関しましては、マイナンバー法施行に伴う個人情報の流出防止を目的に、特定個人情報取扱規程の新設及び個人情報管理規程を改訂いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、特に定めておりません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**5,211,301**	**流動負債**	**1,603,348**
現金及び預金	1,721,759	電子記録債務	362,979
受取手形	272,642	買掛金	294,379
電子記録債権	527,382	短期借入金	92,500
売掛金	1,268,938	1年内償還予定の社債	60,000
有価証券	200,140	1年内返済予定の長期借入金	100,000
商品及び製品	476,296	リース債務	25,456
仕掛品	187,979	未払金	75,599
原材料及び貯蔵品	217,893	未払費用	93,768
前払費用	28,365	未払法人税等	15,304
短期貸付金	178,172	預り金	7,863
1年内回収予定の長期貸付金	3,335	前受収益	6,923
未収入金	36,661	賞与引当金	33,745
その他	96,285	事業整理損失引当金	35,403
貸倒引当金	△4,551	支払補償引当金	100,000
		資産除去債務	134,615
固定資産	**5,083,662**	その他	164,809
有形固定資産	**2,221,258**	**固定負債**	**1,090,588**
建物	807,947	社債	150,000
構築物	58,044	リース債務	74,974
機械及び装置	142,587	退職給付引当金	632,800
車両運搬具	0	繰延税金負債	124,786
工具、器具及び備品	19,804	その他	108,026
土地	1,067,363	**負債合計**	**2,693,937**
リース資産	83,054	**純資産の部**	
建設仮勘定	42,455	**株主資本**	**7,293,624**
		資本金	**1,716,300**
無形固定資産	**97,812**	**資本剰余金**	**1,599,813**
ソフトウエア	77,323	資本準備金	1,599,813
ソフトウエア仮勘定	8,931		
リース資産	6,757	**利益剰余金**	**4,200,828**
電話加入権	4,800	利益準備金	429,075
投資その他の資産	**2,764,591**	その他利益剰余金	3,771,753
投資有価証券	1,267,291	配当平均積立金	110,000
関係会社株式	1,411,707	別途積立金	3,720,800
出資金	80	繰越利益剰余金	△59,046
長期貸付金	17,677		
破産更生等債権	4,271	**自己株式**	**△223,316**
長期前払費用	26,829	**評価・換算差額等**	**307,402**
前払年金費用	21,099	その他有価証券評価差額金	307,402
その他	19,915		
貸倒引当金	△4,280	**純資産合計**	**7,601,027**
資産合計	**10,294,964**	**負債純資産合計**	**10,294,964**

損　益　計　算　書

（ 2020年４月１日から
2021年３月31日まで ）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		6,165,660
売上原価		5,232,746
売上総利益		**932,914**
販売費及び一般管理費		1,431,083
営業損失		**498,169**
営業外収益		
受取利息及び配当金	570,136	
有価証券利息	9,072	
不動産賃貸収入	72,538	
為替差益	35,840	
助成金収入	65,600	
受取補償金	11,145	
その他	16,236	780,570
営業外費用		
支払利息	8,660	
社債利息	1,332	
不動産賃貸原価	7,990	
その他	7	17,991
経常利益		**264,410**
特別利益		
受取保険金	1,322	1,322
特別損失		
固定資産除却損	19,923	
減損損失	77,502	
災害による損失	1,030	
固定資産解体撤去費用	21,410	
事業整理損	289,594	
火災損失	107,020	
支払補償引当金繰入額	100,000	616,481
税引前当期純損失		**350,748**
法人税、住民税及び事業税	11,390	11,390
当期純損失		**362,139**

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,716,300	1,599,813	1,599,813	429,075	110,000	4,220,800	△192,249	4,567,625
当期変動額								
剰余金の配当							△4,658	△4,658
別途積立金の取崩						△500,000	500,000	－
当期純損失							△362,139	△362,139
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計						△500,000	133,202	△366,797
当期末残高	1,716,300	1,599,813	1,599,813	429,075	110,000	3,720,800	△59,046	4,200,828

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△223,243	7,660,495	137,189	137,189	7,797,684
当期変動額					
剰余金の配当		△4,658			△4,658
別途積立金の取崩		－			－
当期純損失		△362,139			△362,139
自己株式の取得	△73	△73			△73
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			170,213	170,213	170,213
当期変動額合計	△73	△366,870	170,213	170,213	△196,657
当期末残高	△223,316	7,293,624	307,402	307,402	7,601,027

個別注記表

Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.　資産の評価基準及び評価方法

(1)　有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……　移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……　移動平均法による原価法

(2)　デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

デリバティブ……　時価法

(3)　たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品…　総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

2.　固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物　　26年～50年

機械装置　　５年～７年

(2)　無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3)　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.　引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)　賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)　事業整理損失引当金

事業整理に伴い発生する将来の損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4)　支払補償引当金

一関工場の火災事故に関連して生じた補償費用で、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(5)　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(９年)による定額法により費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
(1) ヘッジ会計の方法
① ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の利息

③ ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
④ ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているので決算日における有効性の評価を省略しております。
(2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
(3) 計算関係書類に係る事項の金額
記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

Ⅱ 表示方法の変更

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に Ⅲ会計上の見積りに関する注記 を記載しております。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は以下の通りです。

1.固定資産の減損損失の認識の要否
（１）当事業年度の計算書類に計上した金額
当社の工業資材部門は新型コロナウイルス感染症の拡大による景気の落ち込みに伴う需要の減少により経営環境が悪化しており、工場閉鎖など事業再編を行っていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、当該事業について、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額73,023千円（有形固定資産73,023千円）を超えると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

（２）会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
当社は、原則として、事業用資産については事業の種類を考慮してグルーピングを行い、遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

また、工業資材部門の将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が作成した工業資材部門の事業計画を基礎として行われますが、当該事業計画には販売単価の値上げ、原材料単価の下落、自社生産から業務提携先からの買入への一部変更による利益率改善などの仮定が含まれています。当該仮定の予測には高い不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅳ　会計上の見積りの変更

当社は、たな卸資産の評価基準について、取得もしくは生産から一定の期間を超える場合に原則として滞留期間に応じて定めた率に基づき帳簿価額を切り下げた価額をもって貸借対照表価額としておりました。この度、商品ライフサイクルを把握するための十分な期間のデータが蓄積されたことに伴い、当事業年度より、たな卸資産に係る収益性の低下の事実をより適切に財政状態及び経営成績に反映させるため、帳簿価額を切り下げる率を変更しております。

この結果、変更前の方法と比べて、当事業年度の売上原価が52,952千円増加し、営業損失、税引前当期純損失はそれぞれ52,952千円増加し、経常利益は52,952千円減少しております。

Ⅴ　貸借対照表に関する注記

1.　有形固定資産の減価償却累計額　　6,573,414千円

2.　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	309,585千円
短期金銭債務	22,147千円
長期金銭債権	16,676千円

3.　保証債務

当社子会社のリース会社への債務に対する債務保証をしております。

PT.FUJIKO INDONESIA	リース債務	50,591千円

Ⅵ　損益計算書に関する注記

1.　関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	340,976千円
仕入高	248,499千円

営業取引以外の取引による取引高　　546,345千円

2.　通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性低下による簿価切下額

売上原価　　△11,979千円

3.　固定資産除却損

本社工場の老朽化した建造物の解体に関する有形固定資産の除却損等であります。

4. 減損損失

当社は、以下の資産グループの固定資産について減損損失を計上しております。

（単位：千円）

	場所	事業部門	用途	種類	減損損失金額
①	当社本社工場	環境資材	事業用資産	機械及び装置	3,754
	当社石岡工場	建装資材		機械及び装置	14,188
				工具、器具及び備品	40
				リース資産(有形固定資産)	2,137
		自動車資材		機械及び装置	14,502
	小計				34,623
②	当社一関工場	自動車資材	事業用資産	建物	19,654
				構築物	3,282
				機械及び装置	3,503
				工具、器具及び備品	412
				土地	16,025
	小計				42,879
合計					77,502

当社は、原則として、事業用資産については事業の種類を考慮してグルーピングを行い、遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

①当社において、営業損益が継続してマイナスとなっている事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、34,623千円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであることから備忘価額により評価しております。

②当社において、営業損益が継続してマイナスとなっている事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、42,879千円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額等により評価しております。

5. 固定資産解体撤去費用

本社工場の老朽化した建造物の解体・撤去に関する費用であります。

6. 事業整理損

当社館林工場閉鎖に伴う損失額259,842千円、当社帽子事業の撤退に伴う損失額23,985千円、当社福岡営業所閉鎖に伴う損失額3,138千円、当社仙台営業所閉鎖に伴う損失額2,629千円であります。館林工場閉鎖に伴う損失額の内訳は、原状回復費用129,019千円、減損損失48,048千円、事業整理損失引当金31,326千円、その他関連費用51,446千円であります。なお、減損損失の内容は以下の通りであります。

（単位：千円）

場所	事業部門	用途	種類	減損損失金額
当社館林工場	工業資材	事業用資産	建物	15,586
			構築物	16,201
			機械及び装置	16,102
			工具、器具及び備品	158
合計				48,048

当社は、原則として、事業用資産については事業の種類を考慮してグルーピングを行い、遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

2020年11月に当社館林工場の閉鎖に関する取締役会決議を行い、収益を見込めなくなった事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、48,048千円を事業整理損に含めて特別損失に計上しております。なお、当資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであることから備忘価額により評価しております。

7. 火災損失

2020年10月30日に当社一関工場（主な生産製品：自動車資材）において発生した火災事故による損失額であります。その内訳は、有形固定資産の滅失損失104,000千円、たな卸資産の滅失損失1,908千円、その他関連費用1,111千円であります。

なお、火災保険の付保による保険金の受取額については未確定のため、受取保険金を計上していません。

8. 支払補償引当金繰入額

当社一関工場の火災事故に関連して生じた補償費用であります。

Ⅶ 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普　通　株　式　　68,356株

Ⅷ　税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（繰延税金資産）

賞与引当金	10,319千円
棚卸資産評価損	38,106千円
未払役員退職慰労金	4,472千円
退職給付引当金	187,058千円
投資有価証券評価損	20,386千円
貸倒引当金	2,700千円
未払事業税	2,761千円
減損損失	84,488千円
資産除去債務	40,733千円
事業整理損損失引当金	10,826千円
支払補償引当金	30,580千円
税務上の繰越欠損金	420,873千円
その他	991千円
繰延税金資産小計	854,299千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△420,873千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△433,425千円
評価性引当額小計	△854,299千円
繰延税金資産合計	－千円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	△124,786千円
繰延税金負債合計	△124,786千円
繰延税金資産(負債)の純額	△124,786千円

Ⅸ　関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名　称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容(注)	取引金額	科　目	期末残高
子会社	PT.FUJIKO INDONESIA	所有 直接 99.5% 間接　0.5%	当社製品の販売 同社製品の購入 リース契約に関する債務保証 資金の貸付 役員の兼任２名	資金の貸付	194,849千円	短期貸付金 1年内回収予定の長期貸付金 長期貸付金	178,172千円 3,335千円 13,341千円

（注）資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

Ⅹ　１株当たり情報に関する注記

1.　１株当たり純資産額　8,158円73銭

2.　１株当たり当期純損失　388円71銭

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月12日

株式会社フジコー
取　締　役　会　御　中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　梅　田　佳　成 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　槻　櫻　子 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社フジコーの2020年４月１日から2021年３月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月12日

株式会社　フジコー　監査役会

常勤監査役　　稲　田　　一　英　　㊞

監　査　役　　武　村　　博　善　　㊞

監　査　役　　藤　川　　覚　　㊞

（注）　監査役武村博善及び藤川覚の両氏は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

以　上